

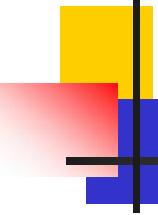
税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

増税

減税

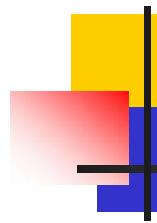
主な税制改正のスケジュール

	H28/4	H29/4	H30/1	H30/4	H31/10	H32/1
法人税	法人実効税率引下げ 29.97% (▲2.14%)			法人実効税率引下げ 29.74% (▲2.37%)		
相続税		所得拡大税制 要件緩和と控除拡大		所得拡大税制 要件見直しと控除拡大		
			固定資産税の見直し（いわゆるタワマン節税対策）			
			広大地評価の見直し			
所得税			事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%			
			一般社団法人に関する相続税等の見直し 租税回避に対する課税強化			
			小規模宅地等の見直し 家なき子の対象縮小			
			配偶者控除・配偶者特別控除の見直し			
			積立NISAの創設			
					給与所得控除の引下げ 控除額上限220万円→195万円	
消費税		税率8%		税率10%		



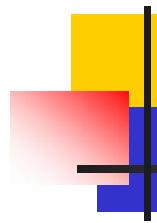
平成30年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
所得拡大税制の改組	<p>(大企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げと設備投資を一定割合以上行った場合に、税額控除（給与等支給増加額の<u>15%</u>）ができるようになります。 ・さらに、一定の教育訓練費の額が増加した場合には、税額控除率が20%となります。 <p>(中小企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与額に対応する割合が<u>1.5%以上</u>であるときは、税額控除（給与等支給増加額の<u>15%</u>（他の要件を満たす場合は<u>25%</u>））ができるようになります。 	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用
IoT投資税制の創設	企業内外のデータを連携・利活用し、生産性の向上を図る一定の情報連携投資を行った場合、特別償却（30%）又は税額控除（5%又は3%）ができる制度が創設されます。	生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行日から平成33年3月31日までの間の取得等に適用
租税特別措置法の適用要件の厳格化	大企業の研究開発税制等の一定の優遇制度について、一定の賃上げや設備投資がない場合には適用できないよう厳格化されます。	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用
租税特別措置法の期限延長	<p>下記の制度の期限が延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交際費の損金不算入制度 ・大法人の欠損金の繰り戻し還付の不適用措置 ・中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 	平成32年3月31日まで延長
e-Taxによる提出義務の創設	資本金又は出資金1億円超の大法人は、法人税及び消費税の確定申告書等をe-Taxにより提出しなければならないことになります。	平成32年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用
収益認識基準等の見直し	返品調整引当金制度及び延払基準（長期割賦販売等）が廃止されます。	一定の経過措置あり



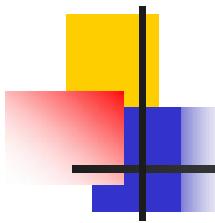
平成30年度税制改正大綱 概略 ②相続税

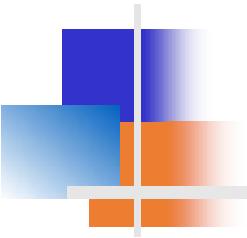
項目	内容	適用時期等
事業承継税制の特例の創設等	<p>事業承継税制が<u>10年間の特例措置</u>として、各要件の緩和を含め抜本的な拡充がおこなわれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税猶予の対象株式の制限（発行済議決権株式の3分の2）が撤廃され、<u>猶予割合が80%から100%</u>に拡大されます。 承継後5年間の平均8割の雇用維持要件が、認定支援機関の助言指導等を要件に、弾力化されます。 <u>複数人→1人への承継、1人→最大3人への承継</u>についても、一定の要件を満たせば、事業承継税制の対象となります。 親族外の後継者について、相続時精算課税制度の対象とすることができます。 納税猶予適用後、会社を譲渡・解散等した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算し、再計算後の納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合等には、その差額が免除されます。 	平成30年1月1日から 平成39年12月31日までの相続等に適用
一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人等に対して財産を贈与した場合、贈与税の負担が不当に減少することにならないとされる現行の要件のうち、いずれかを満たさないときに贈与税が課税されることとし、<u>規定が明確化</u>されます。 特定一般社団法人等の役員が死亡した場合、その特定一般社団法人等の<u>純資産を同族役員数で除した金額相当</u>を遺贈により取得した者とみなし、その一般社団法人等に対して<u>相続税が課税</u>されます。 特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税から贈与等により取得した財産について既に課税された贈与税等は控除されます。 	平成30年4月1日以後の相続等に適用 (同日前に設立された一般社団法人等には、一定の調整措置あり)
小規模宅地等の特例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者について、<u>相続開始前3年以内に3親等以内の親族等</u>が所有する家屋に居住したことのある者や、相続開始時に居住している家屋を過去に所有していたことがある者は適用範囲から除外されます。 <u>相続開始3年以内に貸付事業用に供された宅地等</u>は貸付事業用宅地等の範囲から除外されます。 	平成30年4月1日以後の相続に適用



平成30年度税制改正大綱 概略 ③所得税

項目	内容	適用時期等
給与所得控除・公的年金等控除の見直し	<ul style="list-style-type: none">控除額が一律10万円引き下げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与収入が850万円（現行1,000万円）、控除額の上限が195万円（現行220万円）となります。公的年金等の収入金額が1,000万円超の場合の控除額について、195.5万円の上限が設けられます。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、一律10万円が、2,000万円超の場合は一律20万円が、見直し後の公的年金等控除額から引き下げられます。	平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税から適用
基礎控除の見直し	<ul style="list-style-type: none">合計所得金額が2,400万円以下は48万円、2,400万円超2,450万円以下は32万円、2,450万円超2,500万円以下は16万円の3段階になります。合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除の適用がなくなります。	平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税から適用
負担増とならない調整	給与収入が850万円を超える場合でも、23歳未満の扶養親族がいる等一定の場合、負担増が生じないよう一定の措置が講じられます。	平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税から適用
青色申告特別控除の引き下げ	<ul style="list-style-type: none">控除額が55万円（現行65万円）に引き下げられます。総勘定元帳等の電磁的記録での備付け保存、又はe-Taxで所得税の確定申告を行うと控除額が65万円になります。	平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税から適用
所要調整	<ul style="list-style-type: none">同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円（現行38万円）に引き上げられます。配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（現行38万円超123万円以下）となります。勤労学生控除の合計所得金額要件が75万円以下（現行65万円）に引き上げられます。	平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税から適用





法人課税

中小事業者等が取得した機械装置等の固定資産税の課税標準の特例等

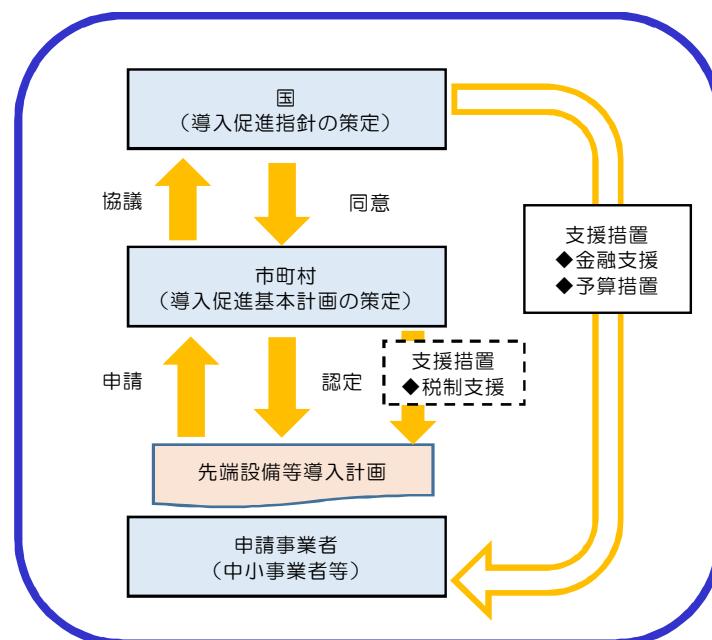
(地方税)

ポイント

機械装置などに係る償却資産税の課税標準が最初の3年間に限り引き下げられます。

改正内容

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を2分の1からゼロまで軽減する3年間の時限的な特例措置が創設されます。



項目	内 容
対象者	中小事業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村（※2）
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期） ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合があります。

※2 市町村内で地域指定がある場合があります。

※3 家屋と一体となって効用を果たすものは除かれます。

※4 市町村の条例で定める割合となります。

◆平成28年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止となる予定です。

（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までの間において
取得されるものに係る固定資産税について適用

所得拡大促進税制の改組（法人税・法人住民税・法人事業税）

ポイント

これまでの所得拡大促進税制を改組し、青色申告書を提出する法人で、国内設備投資や賃上げ・人材投資を増加させている法人に対し、一定の割合の法人税額控除ができる制度となるよう見直されます。また、適用要件を満たしている場合には、給与等支給増加額を法人事業税の付加価値割の課税標準から控除することが可能となります。

改正内容

■ 現行制度及び改正案（中小企業者等は除く）

現 行

【適用要件】

- 要件1 給与等支給額の総額が基準年度（平成24年度）と比較して5%以上増加
- 要件2 給与等支給額の総額が前年度以上であること
- 要件3 平均給与等支給額が前年度比2%以上増加
- 要件4 設備投資要件はなし

ここが見直し

改正案

【適用要件】

- 要件1 撤廃
- 要件2 給与等支給額の総額が前年度以上であること
- 要件3 平均給与等支給額が前年度比3%以上増加
- 要件4 適用年度の国内設備投資額≥適用年度の減価償却費×90%

ここが見直し

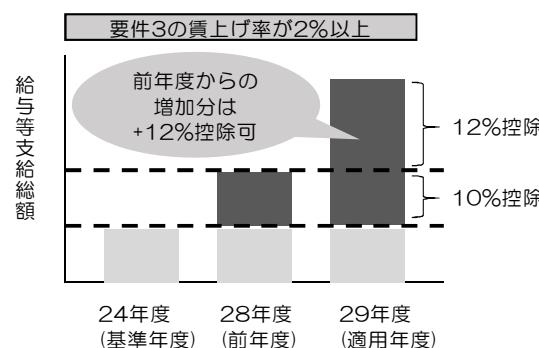
要件の追加

【税額控除】

通常：給与等支給総額の対基準年度増加額の10%

上乗せ：給与等支給総額の対前年度増加額は12%

【控除限度額】 法人税額の10%

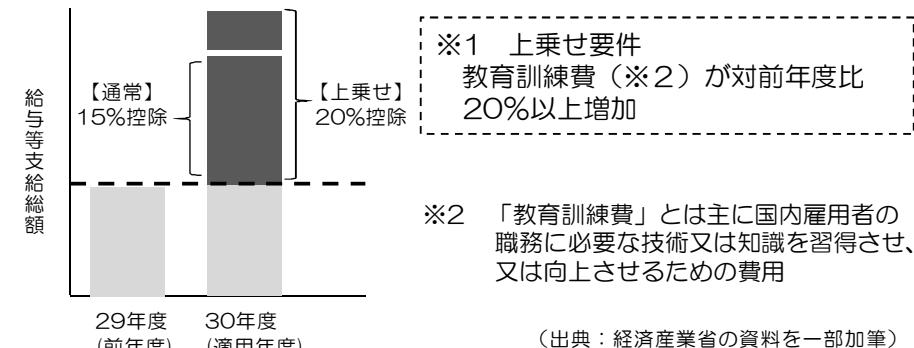


【税額控除】

通常：給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

上乗せ：一定の要件を満たす場合は20%の税額控除（※1）

【控除限度額】 法人税額の20%



（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する事業年度において適用

中小企業における所得拡大促進税制の改組（法人税・所得税・法人住民税）

ポイント

中小企業者等の所得拡大促進税制が改組されます。

- ・適用要件の一つである賃上げに関する要件が簡素化されます。
- ・教育訓練費が増加した法人については、税額控除率が10%上乗せされます。
- ・大企業の所得拡大促進税制の制度との選択適用が可能となります。

改正内容

現 行

【適用要件】

要件1 紙与等支給額の総額が基準年度（平成24年度）と比較して3%以上増加

要件2 紙与等支給額の総額が前年度以上

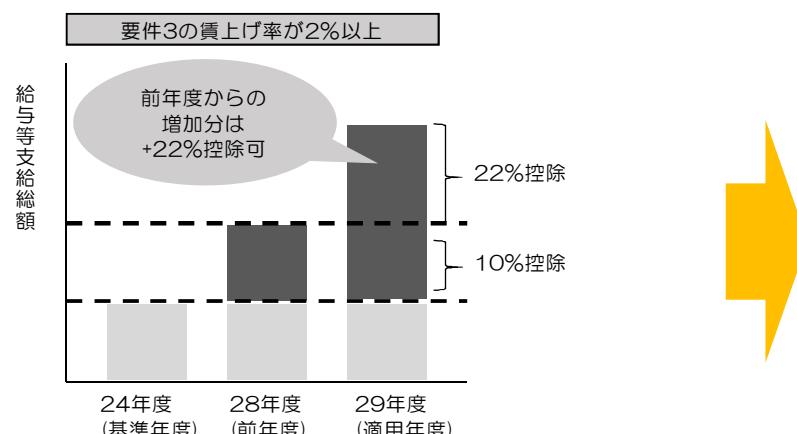
要件3 平均紙与等支給額が前年度を上回ること

ここが見直し

【税額控除】

紙与等支給総額の対基準年度増加額の10%～22%の税額控除

【控除限度額】 法人税額の20%



改正案

【適用要件】

要件1 撤廃

ここが見直し

要件2 紙与等支給額の総額が前年度以上

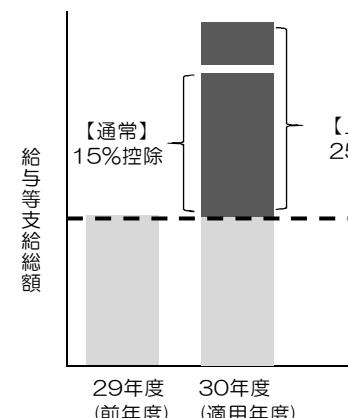
要件3 平均紙与等支給額が前年度比1.5%以上増加

【税額控除】

通常：紙与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

上乗せ：一定の要件を満たす場合は25%の税額控除（※1）

【控除限度額】 法人税額の20%



※1 上乗せ要件
要件3の増加率2.5%以上かつ、下記のいずれかを満たす

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営向上計画の認定を受けしており、経営力向上がなされていること

（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

情報連携投資等促進税制の創設（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

ポイント

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用による生産性を向上させる取組に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定後、認定計画に含まれる情報設備投資を行った場合、その設備等の取得価額の30%特別償却又は5%税額控除を選択できる措置が講じられます。

改正内容

【計画認定の要件】

1. データ連携・利活用の内容
 - ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
 - ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携
2. セキュリティ面
 - ・必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保
3. 生産性向上目標
 - ・投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること
 - (1) 労働生産性：年平均伸率2%以上
 - (2) 投資利益率：年平均15%以上

【課税の特例の内容】

認定された事業計画に基づいておこなう設備投資について以下の措置が講じられます。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置 ※1	取得価額 ×30%	取得価額×3% (法人税額×15%が限度)
		取得価額×5% ※2 (法人税額×20%が限度)

【対象設備の要件】

※1 開発研究用資産は除かれます。機械装置は一定の条件を満たすものに限られます。また、取得価額の合計額が5,000万円以上の場合に限られます。

※2 $\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 3\%$ の場合

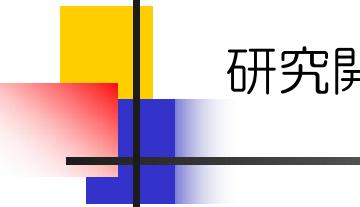
【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバー、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

適用時期

措置法施行日から平成33年3月31日までの間に取得、事業の用に供したもの



研究開発税制その他の税額控除の適用制限

ポイント

一定の要件を満たさない大企業については、研究開発税制その他の税額控除が適用対象外となります。

改正内容

次の要件のいずれにも該当しない大企業（※1）については、一定の税額控除（※2）が適用できることとなります。

要件	内容
1. 所得金額要件	所得金額が前事業年度の所得金額以下である一定の事業年度（※3）
2. 平均給与要件	平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えており（※4）
3. 設備投資要件	国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えており

※1 大企業とは、中小企業者（平成31年4月1日以後開始事業年度については前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える法人を除く）又は農業協同組合等以外の法人をいいます。

※2 一定の税額控除とは、次のものとします。

- (1) 試験研究を行った場合の税額控除（研究開発税制）
- (2) 地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除（地域未来投資促進税制）
- (3) 情報連携投資等の促進に係る税制

※3 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とする等、一定の調整をおこなうこととなります。

また、一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等を含む事業年度は除かれます。

※4 平均給与等の計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記2. の要件は満たすものとします。

（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

適用時期

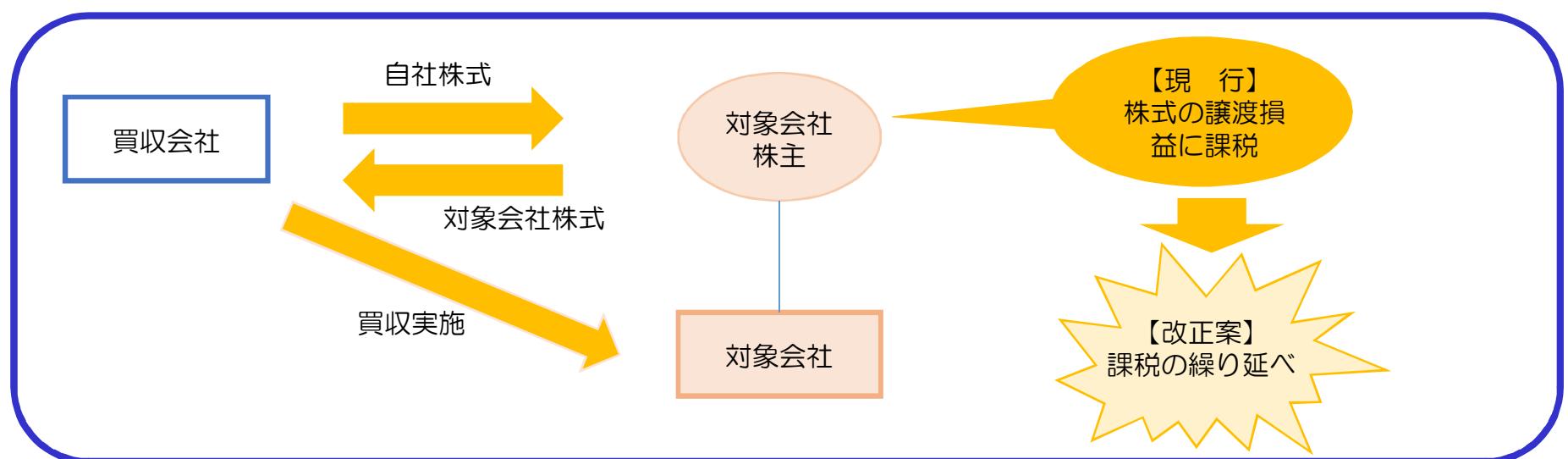
平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

特別事業再編を行う場合の株式譲渡に係る所得計算の特例 (法人税・法人住民税・所得税・個人住民税・事業税)

ポイント

自社株式を対価とした事業買収に応じた株主について、一定の条件を満たした場合、株式の譲渡損益への課税の繰延措置が適用されます。

改正内容



現行は、対象会社の株主が買収会社の自社株式を対価とする買収に応じ、対象会社株式を譲渡する際には、課税負担が生じるため、対価として取得した買収会社株式の一部売却等による納税資金の確保が必要。

また、買収会社は、自社株式が売却されることによる株価下落リスクを懸念。よって、実務上、自社株式を対価とした買収は困難でした。

改正案は、買収会社が事業再編の計画について主務大臣の認定を受けることにより、買収に応じた対象会社株主は、課税の繰り延べが可能となり、納税資金の確保が不要。また、買収会社は株価下落リスクへの懸念もなくなり、自社株式を対価とした事業再編の円滑化が期待されます。

(出典：経済産業省の資料を一部加筆)

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた法人について適用

地方拠点強化税制の見直し①（法人税・所得税・法人住民税）

ポイント

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制を2年間延長及び拡充します。

改正内容

現 行

1. 制度全体の拡充

【計画認定要件の緩和】

移転・拡充先施設で従業員数が10人（中小企業者5人）以上増加

【雇用促進税制適用要件の緩和】

①単年度において全事業所の雇用者数が5人（中小企業者2人）以上増加

②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加

③1人あたり最大控除額60万円の適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上

【支援対象施設の拡充】

支援対象施設：本社機能（事務所、研究所、研修所）のみ

2. 移転型事業の拡充

【支援対象外地域の見直し】

支援対象外地域：首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部

【要件の緩和】

①対象区域：道府県内的一部に限定

②計画認定：計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

改正案

【計画認定要件の緩和】

従業員数が5人（中小企業者2人）以上増加

①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加（※1）

※1 有期雇用又はパートタイムである新規雇用者は除かれます。

②法人雇用増加率×20%以上増加

③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

工場内の研究開発施設も対象

近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加（※2）

※2 オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円／人の税額控除

①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象

②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では、1／4以上の転勤者で可

（出典：内閣府の資料を一部加筆）

地方拠点強化税制の見直し②（法人税・所得税・法人住民税）

ポイント

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年間延長されます。

改正内容

- いわゆるオフィス減税については、改正案では変更がなく、適用期限が2年間延長
- 特定建物等とは、建物及びその附属設備並びに構築物で、取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者の場合には1,000万円以上）のものをいいます。

拡充型 ※改正なし

特別償却	税額控除
取得価額×15%	取得価額×4%

※ 法人税額の20%が限度となります。

移転型 ※改正なし

特別償却	税額控除
取得価額×25%	取得価額×7%

※ 法人税額の20%が限度となります。

適用時期

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に適用

地方拠点強化税制の見直し③（法人税・所得税・法人住民税）

ポイント

- 地方において安定した雇用を確保する観点から、雇用促進税制における地方事業所基準雇用者数に係る措置が拡充されます。
- 雇用促進税制の適用要件が緩和されます。

改正内容

	【現 行】	【改正案】
適用要件	法人全体の雇用増加率10%以上	法人全体の雇用増加率8%以上（移転型事業5%以上）
税額控除 (①+②+③)	① 60万円× $\left(\text{無期雇用かつフルタイムの新規雇用者} \right)$ ② 50万円× $\left(\text{他の事業所からの転勤者と新規雇用者数の4割に達するまでの非正規の新規雇用者の合計数} \right)$ ③ 40万円× $\left(\text{新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者数} \right)$	①現行と同様 ②現行と同様 ③控除対象外 <div style="position: absolute; left: 760px; top: 360px;">ここが見直し</div> <div style="position: absolute; left: 760px; top: 480px;">ここが見直し</div>
適用要件	法人全体の雇用増加率10%未満	法人全体の雇用増加率8%未満（移転型事業5%未満）
税額控除 (①+②+③)	① 30万円× $\left(\text{無期雇用かつフルタイムの新規雇用者} \right)$ ② 20万円× $\left(\text{他の事業所からの転勤者と新規雇用者数の4割に達するまでの非正規の新規雇用者の合計数} \right)$ ③ 10万円× $\left(\text{新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者数} \right)$	①現行と同様 ②現行と同様 ③控除対象外 <div style="position: absolute; left: 760px; top: 630px;">ここが見直し</div> <div style="position: absolute; left: 760px; top: 750px;">ここが見直し</div>
移転型の税額控除上乗せ措置	増加雇用者1人あたり30万円	増加雇用者1人あたり30万円（20万円（※1）） ※1 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設（法人税・所得税）

ポイント

青色申告書を提出する法人で特定事業者等である者が、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる措置が講じられます。

改正内容

下記の要件を満たした場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等（※1）については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができます。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とします。

※1 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものは除かれます。

【適用要件】

- (1) 青色申告を提出する法人で特定事業者等であるもの
- (2) 適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合

	特定事業者の種類	適用対象設備（高度省エネルギー増進設備等）（※2）
①	エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者（その指定に係る同法の加盟社を含みます）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律により主務大臣に提出した中長期的計画に記載されたエネルギーの使用の合理化のために設置する機械その他の減価償却資産で特に効果の高い一定のもの
②	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の連携省エネルギー計画（仮称）の認定を受けた工場等を設置している者	その連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー（仮称）の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産（※3）
③	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の荷主連携省エネルギー計画（仮称）の認定を受けた荷主	その荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置（仮称）の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産（※3）

※2 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外となります。

※3 機械その他の減価償却資産とは、機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物及びソフトウェアをいいます。

適用時期

- ・上記①の法人については平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用
- ・上記②及び③の法人については改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用

再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の新設

(法人税・所得税)

ポイント

青色申告書を提出する法人が、一定期間内に再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の20%の特別償却ができる措置が講じられます。

改正内容

導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギー믹스の水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するための税制措置が講じられます。

1 適用要件

- (1) 青色申告を提出する法人
 - (2) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合
- ※1 電気事業法の一般送配電事業者に該当する法人等が取得等をしたものは対象外となります。
- ※2 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外となります。

2 適用対象設備（再生可能エネルギー発電設備等）

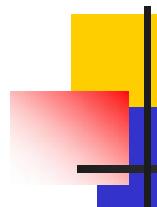
下記の資産のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源の利用に資する一定のものをいいます。

- (1) 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産
- (2) 上記(1)の資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその資産の持続的な利用に必要なもの

ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する上記の(1)の資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する上記の(2)の資産は対象外となります。

適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用



その他租税特別措置法 法人税関係：新設

改 正 内 容

【新設】

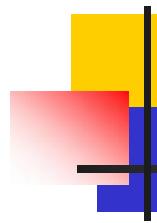
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 情報流通円滑化設備の特別償却制度の新設	<p>対象法人：青色申告書提出法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の地域特定電気通信設備供用事業の実施計画認定事業者</p> <p>対象資産：認定に係る実施計画に記載された情報流通円滑化設備（※1） ※1 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するもの</p> <p>地域要件：東京圏（多極分散型国土形成促進法の東京圏）以外の地域内において事業の用に供した場合</p> <p>対象期間：平成30年4月1日から平成32年3月31日</p> <p>特別償却：取得価額の15%</p>
(2) 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の新設	<p>対象法人：青色申告書提出法人</p> <p>対象資産：平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産（※2）の取得等をして、その保育事業の用に供した場合</p> <p>割増償却率：12%（建物等・構築物については15%）</p> <p>割増償却期間：3年間</p> <p>※2 事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等（保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及び防犯設備）の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等</p>

その他租税特別措置法 法人税関係：拡充

改 正 内 容

【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 耐震基準適合建物等の特別償却制度のうち技術基準適合施設に係る特別償却率の見直し	特別償却率（現行：20%）につき下記の見直しがおこなわれ、その適用に係る報告期間が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間となります。 ①港湾隣接地域（港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る）内において取得又は建設をした技術基準適合施設 22% ②上記①以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設 18%
(2) 原子力発電施設解体準備金制度	関係法令の改正を前提に、準備金の積立期間が原則40年（現行：50年）
(3) 優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外	都市再生特別措置法の改正を前提に、都市再生推進法人の業務に追加される低未利用土地の取得等の業務のために土地の先行取得を行う都市再生推進法人に対する土地等の譲渡について、法人の一般的な土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外
(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	都市再生特別措置法の改正を前提に、拡充後の土地区画整理事業における換地処分について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しない
(5) 特定の医療法人の法人税率の特例	特定の医療法人の法人税率の特例について、承認要件に関して次の措置が講じられます。 ①社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、一定の予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額（一の分娩に係る助産は50万円を限度）及び介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額が追加 ②経理に関して、以下の基準に適合していることが追加 i 青色申告法人の帳簿書類の保存に準じた帳簿書類の備え付け、取引の記録、保存 ii 支出した金銭に費途が不明なものやその他の不適正な経理が行われていないこと
(6) 投資法人に係る課税の特例	関係法令の改正を前提に、投資法人に係る課税の特例における投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えてすることとする要件における配当可能利益の額は、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額
(7) 経営改善設備の取得に関する特別償却・税額控除制度	特定中小企業者等が取得する経営改善設備に関する特別償却・税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備が対象となることを明確化（所得税についても同様）

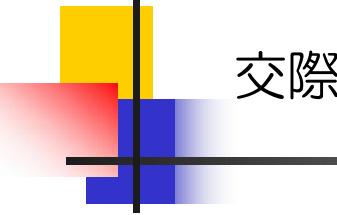


その他租税特別措置等 法人税関係：延長

改 正 内 容

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 倉庫用建物等の割増償却制度	適用期限：平成32年3月31日まで2年延長（所得税についても同様）
(2) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度	産業競争力強化法の改正を前提に、 適用期限：平成31年3月31日まで1年延長（所得税についても同様）
(3) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度	適用期限：平成32年3月31日まで2年延長（所得税についても同様）
(4) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	適用期限：平成32年3月31日まで2年延長
(5) 技術研究組合の所得の計算の特例	適用期限：平成33年3月31日まで3年延長
(6) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻付制度不適用等	適用期限：平成32年3月31日まで2年延長 設備廃棄等欠損金額の特例の適用期限：平成32年3月31日まで2年延長



交際費等の損金不算入制度の延長（法人税・法人住民税・事業税）

ポイント

交際費の損金不算入制度（①接待交際費に係る損金算入の特例、②中小法人に係る損金算入の特例）の適用期限が2年延長されます。

改正内容

現行、交際費は原則全額損金不算入ですが、以下の特例が認められています。この特例が2年間延長されます。

- ① 全ての法人において、交際費等となる飲食費の50%を損金算入
(一人当たり支出額が5,000円以下の飲食費で一定のものは交際費等にならないため、全額損金算入)
- ② 中小法人は、年800万円までの損金算入と①との選択適用

法人区分	損金算入額
中小法人（※1）以外	① 飲食費（※2）の50%を損金算入
中小法人（※1）	① 飲食費（※2）の50%を損金算入 ② 定額控除限度額（年800万円）まで損金算入（※3） いずれか選択適用（※4）

※1 期末資本金の額が1億円以下の法人（資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）等をいいます。

※2 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費等）は含まれません。

※3 定額控除限度額には飲食費以外の交際費（得意先への慶弔費など）も含みます。

※4 飲食費が1,600万円を超える場合、①が有利になります。

適用時期

平成32年3月31日までに開始する事業年度まで

少額減価償却資産の損金算入の特例（法人税・所得税）

ポイント

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度が2年間延長されます。

改正内容

○適用期限が2年間延長されます。

The diagram illustrates the scope and rules for the deduction limit extension. It shows two categories of companies: 'Only small and medium-sized enterprises' (中小企業者のみ) and 'All companies' (全ての企業). Arrows point from these categories to a table. The table details the deduction methods based on asset acquisition value:

取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
20万円未満	3年間で均等償却（※） (残存価額なし)
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

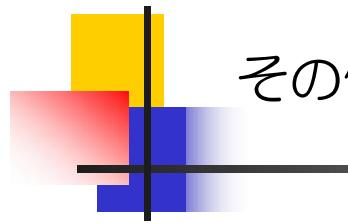
A bracket on the right side of the table is labeled '合計300万円まで' (Up to 3 million yen in total). A bracket on the far right is labeled '本則' (General rule).

※ 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能

（出典）経済産業省

適用時期

平成32年3月31日までの事業供用分まで適用

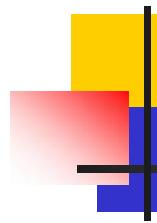


その他租税特別措置法 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

【廃止・縮減等】

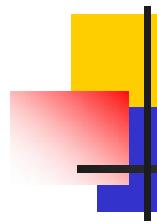
項目	取扱い（適用期限等）
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（環境関連投資促進税制）	適用期限の到来をもって廃止（所得税も同様）
(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除	<p>次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長及び平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の②及び③の見直しを実施（特別償却制度は、地方税についても同様）</p> <p>①国家戦略特別区域法等の改正を前提に、対象事業について次の見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none">i 指定金融機関から事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われる事業について、事業を行うのに必要な資金の貸付けについて政府による利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付けを受けて行われるものに限定ii 対象事業から国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業を除外 <p>②特別償却率：機械装置及び器具備品については、45%（現行：50%） ：建物等及び構築物については、23%（現行：25%）に、それぞれ引下げ</p> <p>③税額控除率：機械装置及び器具備品については、14%（現行：15%） ：建物等及び構築物については7%（現行：8%）に、それぞれ引下げ</p>
(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	<p>次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長及び平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の②及び③の見直しを実施（特別償却制度は、地方税についても同様）</p> <p>①関係法令の改正を前提に、対象事業から国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外</p> <p>②特別償却率：機械装置及び器具備品については、34%（現行：40%） ：建物及び構築物については17%（現行：20%）に、それぞれ引下げ</p> <p>③税額控除率：機械装置及び器具備品については、10%（現行：12%） ：建物等及び構築物については5%（現行：6%）に、それぞれ引下げ</p>



その他租税特別措置法 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

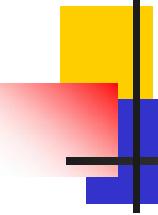
項目	取扱い（適用期限等）
(4) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）	同意雇用開発促進地域に係る措置は適用期限の平成30年3月31日までに開始する事業年度到来をもって廃止（所得税についても同様）
(5) 特定地域における電気通信設備の特別償却制度	適用期限の平成30年3月31日到来をもって廃止
(6) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	基準雇用障害者数が20人以上であって、その内重度障害者割合が50%以上であることの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げ 適用期限：平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長（所得税についても同様）
(7) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度	適用期限の平成30年3月31日到来をもって廃止（所得税についても同様）
(8) 海外投資等損失準備金制度	資源開発事業法人及び資源開発投資法人に係る準備金積立率を20%（現行30%） 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を50%（現行70%）に、それぞれ引き下げ 適用期限：平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長



その他租税特別措置法 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(9) 特定災害防止準備金制度	<p>準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を追加 適用期限：平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長（所得税についても同様）</p>
(10) 農業経営基盤強化準備金制度 及び農用地等を取得した場合 の課税の特例	<p>農業経営基盤強化準備金制度について下記の見直しを実施 適用期限：平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長 (次の①の見直しを除き、所得税についても同様とする)</p> <p>①対象法人：特定農業法人である農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く）を除外 ②対象となる交付金等：経営所得安定対策交付金を除外 ③準備金の取崩し事由に次の場合を追加 その取崩し金額は次の場合に応じた次の金額となります。 i 認定計画の定めるところにより、農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、器具備品、建物等、構築物及びソフトウェアをいう）の取得等をした場合 ⇒その農用地等の取得価額相当額 ii 農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、建物等及び構築物に限る）の取得等をした場合（上記 i の場合を除く） ⇒その農用地等の取得価額相当額 なお、その取崩しによる益金算入額のうち上記 ii の金額は、農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮限度額の計算の基礎となる農業経営基盤強化準備金の金額の益金不算入額の対象としないこととされます。</p>



その他租税特別措置法 地方税関係：新設・拡充

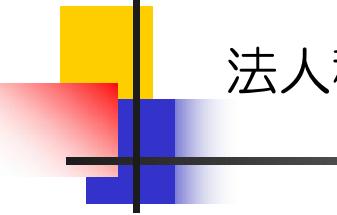
改 正 内 容

【新設】

項目	取扱い
電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例	<p>電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に以下の金額を追加する課税標準の特例措置が3年間講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none">卸電力取引市場において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額

【拡充】

項目	取扱い
原子力発電施設解体準備金	原子力発電施設解体準備金制度等について、準備金の積立期間を40年（現行：50年）とする等、所要の措置が講じられます。



法人税における収益認識等の措置①

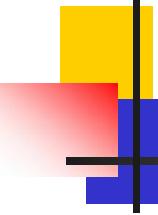
ポイント

国際会計基準を踏まえて「収益認識に関する会計基準（案）」が公表されたことを受けたことから、法人税法における収益認識等について、法令上の明確化及び改正がおこなわれます。

改正内容

法令上明確化

項目	内容
収益の計上額について (益金の額)	資産の販売、譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」という。）に係る収益の額として益金の額とする金額は、 原則：その販売等の価額（販売、譲渡）又は通常得べき対価の額に相当する金額（役務提供） 留意点①：販売等の価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額となります。 留意点②：資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上することも可能：値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除可能。
収益の計上日について	資産の販売等に係る収益の額は、 原則：目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度 例外：一般に公正妥当と認められる会計処理の規準に従って目的物の引渡し又は役務の提供の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、原則として当該事業年度の益金の額に算入 ※「収益認識に関する会計基準（案）」では、商品等の国内での販売において、資産に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識することとしていますが、出荷時から資産に対する支配が顧客に移転する時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時から支配が移転する時までの一時点に収益を認識することができます（出荷時や着荷時等）。



法人税における収益認識等の措置②

改 正 内 容

現行及び改正案

項目	現 行	改正案
返品調整引当金	出版業や製薬業など製品・商品の販売に際して、無条件に返品を受け入れるような取引慣行がある業種において、返品に伴う損失見込みとして損金経理した額のうち、損金算入限度額までの金額を損金の額に算入	返品調整引当金制度を廃止。 なお、経過措置として平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する事業年度については、現行法における損金算入限度額に対して1年ごとに10%ずつ縮小した額の引当金が認められます。
長期割賦販売等	「3回以上の分割払い」「支払期間が2年以上」「頭金が3分の2以下」の要件を満たす長期割賦販売等に該当する資産の販売等の収益の額及び費用の額を延払い基準により経理した場合には、その額を各事業年度の益金及び損金の額に算入	長期割賦販売等に係る延払基準を廃止。 なお、経過措置として平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人は平成35年3月31日までに開始する事業年度について延払基準の選択が認められます。 平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合、繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の措置が講じられます。ただし、ファイナンスリース取引については現行通りとします。

適 用 時 期

明記なし

その他の措置① 法人税関係（法人税・法人住民税・法人事業税）

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 独立行政法人日本学生機構に対して支出された寄附金（所得税についても同様）	学資の支給に充てられるものについては指定寄附金となります。
(2) 特定公益増進法人の範囲の見直し（所得税についても同様）	①地方独立行政法人法の改正に伴い、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務をおこなう地方独立行政法人を追加 ②地方独立行政法人法施行令の改正等を前提に、介護医療院の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人を追加
(3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度（所得税についても同様）	国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業（仮称）等に係るものを追加
(4) 繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理における特別な有効性判定等について	承認申請書の提出期限：適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の3月前の日 適用開始事業年度：承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から適用可能（現行は承認を受けた日の属する事業年度の翌事業年度から）
(5) 社会保険医療法人制度認定要件の見直しにおける公益法人等としての取扱いについて	認定要件の見直しについて ①社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に一定の予防接種に係る収入金額及び介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を追加 ②精神疾患及び小児疾患における時間外等診療件数に係る要件について実績件数（現行：時間外等加算の算定件数）で判定 ③本来業務に係る費用の額が全費用の額の100分の60を超えることとの要件を追加

その他の措置② ガス供給業の法人事業税の見直し

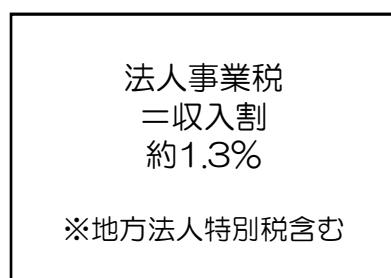
ポイント

ガス供給業の法人事業税について、収入金額を課税標準とする方式から、ガス供給業以外の事業と同様の課税方式に変更されます。

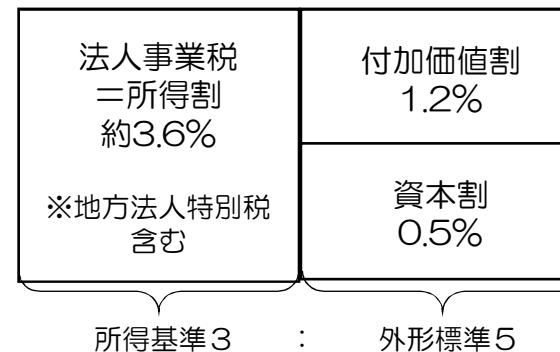
改正内容

項目	改正案の内容
ガス中小法人の範囲	20万㎘以上のLNG基地を有しない事業者
法人事業税の課税方式	
①製造部門・小売部門	資本金1億円超法人 : 所得課税+外形標準課税 資本金1億円以下法人 : 所得課税
②導管部門、経過措置料金規制対象事業者	収入金課税を継続

【現 行】収入金課税（税率：約1.3%）



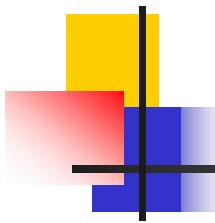
【改正案】一般事業と同様に、所得課税+外形標準課税へ変更
(資本金1億円以下は所得課税)

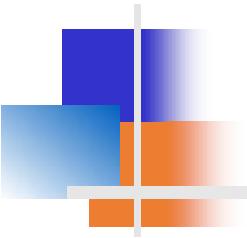


（出典）経済産業省の資料を一部修正

適用時期

平成30年4月1日以後の開始事業年度から適用





組織再編稅制

組織再編税制における適格要件（従業者引継ぎ要件・事業継続要件）の見直し

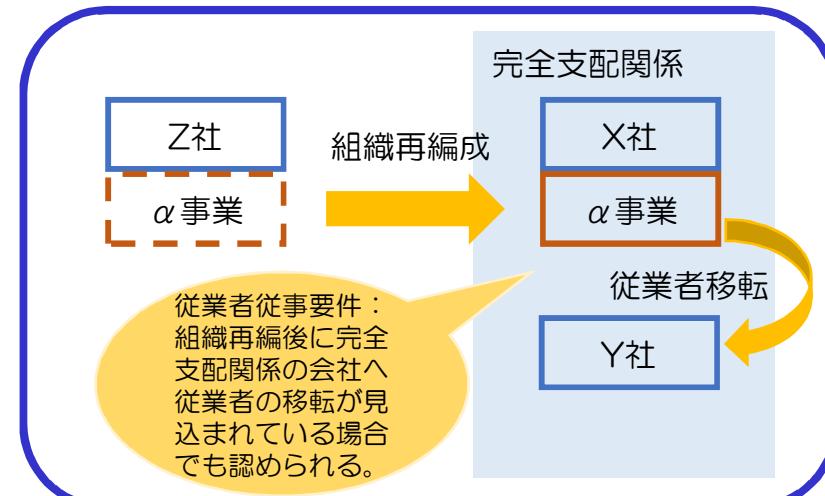
（法人税・所得税）

ポイント

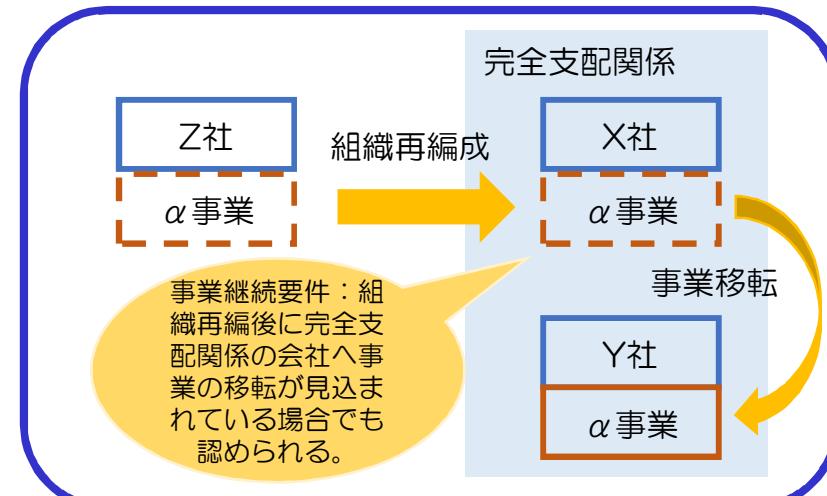
当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすことになります。

改正内容

■ 従業者従事要件の緩和



■ 事業継続要件の緩和



要件	現行	改正案
従業者引継ぎ要件	Z社の組織再編直前の従業者のうち、おおむね80%以上が組織再編後にX社の業務に従事することが見込まれない	完全支配関係があるY社に、Z社の従業員又はZ社の事業を移転することが見込まれている。
事業引継ぎ要件	組織再編直前のZ社の事業が、組織再編後にX社において引き続き行われることが見込まれない	同上
結論	非適格	適格（他の要件を満たした場合）

適用時期

明記無し

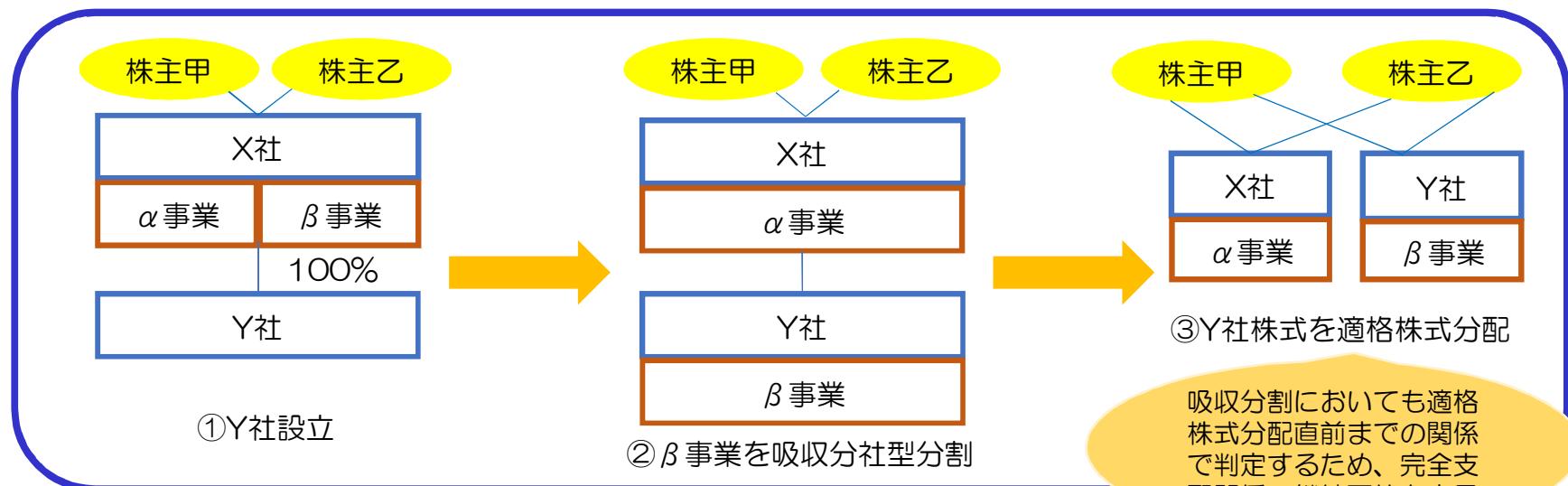
組織再編税制における適格要件（適格株式分配における完全支配関係の継続要件）の見直し (法人税・所得税)

ポイント

完全支配関係がある法人間で組織再編成を実施した後に、適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当初の組織再編成における適格要件については、当該適格株式分配の直前時までの関係により適格要件を判断することになります。

改正内容

- 完全支配関係がある法人間で吸収分社型分割を実施した後に、適格株式分配を実施

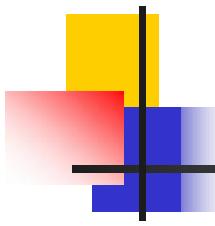


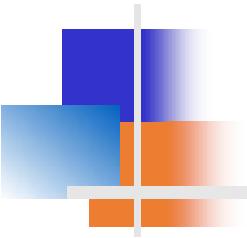
現行は、適格株式分配を実施する場合において、完全子法人子会社を設立後、当該子法人に対して吸収分社型分割により事業を移転した後に株式分配を行う場合には、完全支配関係の継続要件は満たされない（非適格分割）とされていました。

改正案は完全支配関係の継続を適格株式分配直前の関係で判定することになるため、完全子法人子会社を設立後、当該子法人に対して吸収分社型分割及び適格株式分配を行った場合も、当該分割は適格分割に該当することになります。

適用時期

明記無し





國際課稅

恒久的施設（PE）関連規定の見直し①

ポイント

非居住者又は外国法人（非居住者等）が、国内でPE認定されない活動だけを行ったり、非居住者等と販売委託契約を結んで活動することでPE認定を回避する行為（PE認定の人為的回避）を防止するためPEの定義が見直され、PE認定される範囲が広がります。

改正内容

今回の改正により、今後は非居住者が国内に「PEあり」と認定されるケースが増加する可能性があります。

種類	現行制度での人為的回避行為の例	改正案
代理人PE	非居住者等と受託販売契約を結んだ受託者が、受託者の名前で外国企業の製品の販売をすると、その非居住者等は、国内にPEを持たないことになる	(1) 代理人PEの範囲に、「非居住者等のために、非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約を反復して締結、あるいは一定の契約の締結のために主要な役割を反復して果たす者」を追加 (2) 従来代理人PEとされなかった独立代理人の範囲から、「専ら又は主として自己と密接に関連する者（持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者）に代わって行動する者」を除外
支店PE（特定の活動のみを行う一定の場所の例外）	非居住者等が国内に事業場所を設けて事業を行っても、倉庫として保管や引渡しなど特定の活動だけを行う場合は、その場所は例外としてPEとされない	(1) 保管、展示、引渡しなど特定の活動だけを行う一定の場所は、その活動が非居住者等の事業にとって準備的又は補助的な機能を有する（=事業の本質的部分を構成していない）場合に限り、PEに含まれない (2) その場所で非居住者等と密接な関連を有する者（持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者）が、非居住者等の事業と補完的な機能を有する事業を行い、その場所がその密接な関連を有する者のPEとなる等の一定の要件に当たるときは、上記①の取り扱いは適用しない
建設PE	建設工事契約の期間を分割してそれぞれ1年以下とすることで、PEとされない	PE認定の回避を主要な目的のひとつとして契約期間を分割した場合は、分割された期間を合計して判定を行う

※ 法人住民税および事業税、個人住民税については、国税に関する関連規定の見直しに準じた措置がされます。

適用時期

平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税、法人住民税および事業税、平成31年分以後の所得税（個人住民税については平成32年度分以後）から適用

恒久的施設（PE）関連規定の見直し②

ポイント

租税条約でのPEの定義と国内法での定義が異なる場合の調整規定がおかされました。そのほか、前項のPE認定の人為的回避の防止措置を含む、現在の国際標準（BEPS防止措置実施条約、2017年版OECDモデル租税条約）に整合するように、PEの判定の基準が変更されます。

改正内容

【租税条約でのPEの定義と国内法での定義が異なる場合の調整】

締結した租税条約で、日本国内法と異なるPEの定めがある場合は、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEが国内法上のPEとされることになります。

【その他のPE認定の判断基準の変更】

種類	現行制度でのPEの範囲	改正案
支店 PE	(1) 支店、出張所、その他の事業所もしくは事務所、工場又は倉庫 (2) 天然資源を採掘する場所 (3) その他事業を行う一定の場所 ただし、資産の購入、保管その他補助的な機能のみに使用する場所は除く	「国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所」に改める (前頁の「支店PE（特定の活動のみを行う一定の場所の例外）」を合わせて参照)
建設 PE	国内で建設、据付け、組立てその他の作業又は指揮監督の役務の提供を一年を超えて行う場所	「国内にある建設工事を行う場所」に限定 (前頁の「建設PE」を合わせて参照)
代理人 PE	(1) 常習代理人 外国法人のためにその事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ常習的に反復（外国法人と同一か類似の事業を営み、その事業の性質上、外国法人のために契約の締結を行うことが必須な場合（＝同業者代理人）を除く） (2) 在庫保有代理人 外国法人のために顧客の要求に応ずる程度の資産を保管し、引き渡す (3) 注文取得代理人 専ら又は主に一つの外国法人のために、常習的に、その事業に関する注文の取得、協議等を行う ただし、業務を外国法人に対し独立して行う場合（＝独立代理人）を除く	(1) 在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義を削除 (2) 同業者代理人に関する措置を廃止 (前頁の「支店PE」を合わせて参照)

※ 法人住民税および事業税、個人住民税については、国税に関する関連規定の見直しに準じた措置がされます。

適用時期

平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税、法人住民税および事業税、平成31年分以後の所得税（個人住民税については平成32年度分以後）から適用

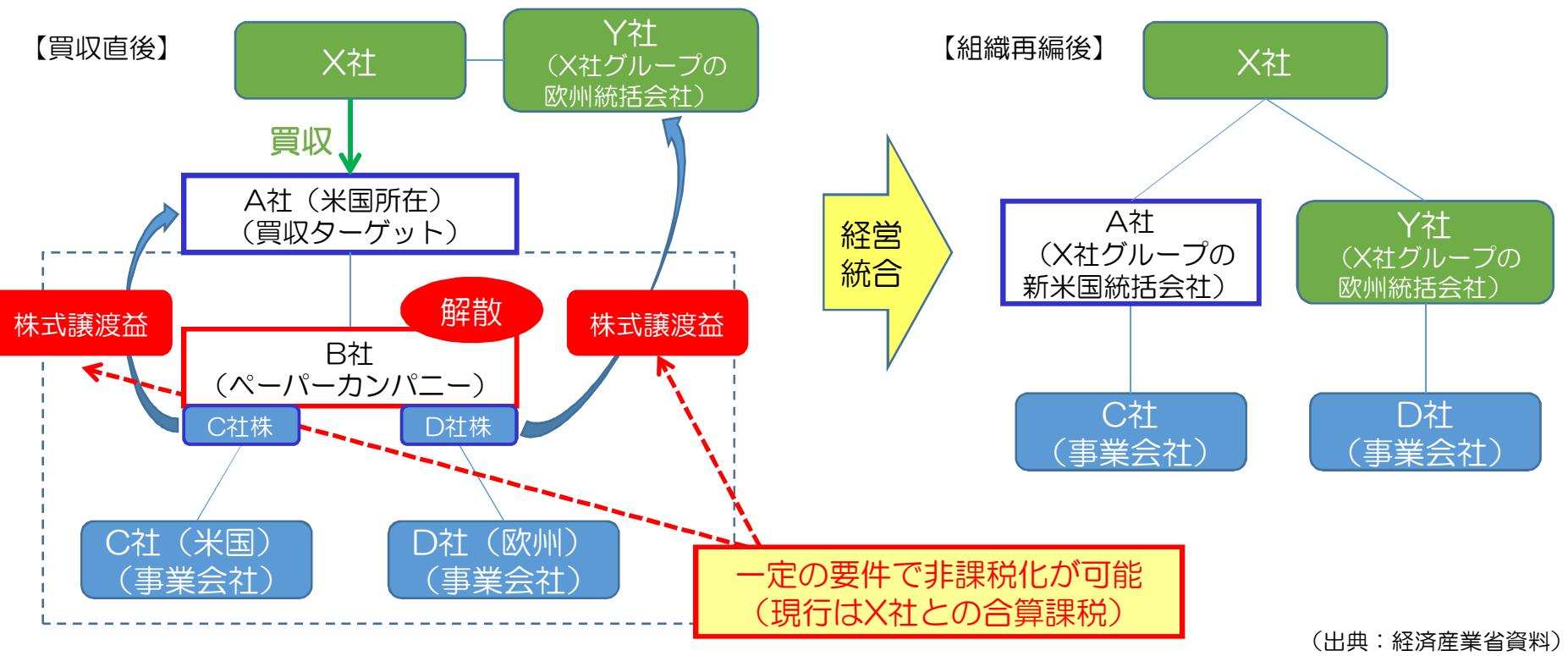
外国子会社合算課税制度の見直し① (一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除)

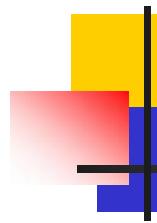
ポイント

会社単位の合算課税制度における適用対象金額の計算において、一定の株式譲渡益については、適用対象金額から控除することになります。

改正内容

外国子会社合算税制について、国際的M&Aにより傘下に入った特定外国関係会社等（ペーパーカンパニー等）を整理するにあたり、そのペーパーカンパニー等が有する一定の外国関係会社の株式等を、一定期間内にそのペーパーカンパニー等に係る外国関係会社等に譲渡した場合に、その譲渡により生ずる利益の額を、そのペーパーカンパニー等の適用対象金額の計算上控除することとなります。





外国子会社合算課税制度の見直し② (一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除)

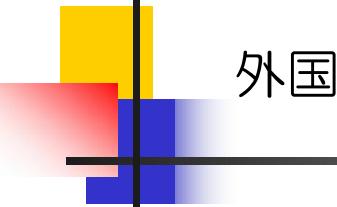
改 正 内 容

外国関係会社の統合の基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づき行われる譲渡に限ります。

項目	内容
譲渡者	特定外国関係会社又は対象外国関係会社（以下、「特定外国関係会社等」とし、一定の内国法人が株主等であるものを除く）
譲受者	その特定外国関係会社等（譲渡者）に係る内国法人又は他の外国関係会社（特定外国関係会社等に該当するものを除く）
譲渡期間	《原則》特定外国関係会社等に係る直接・間接の株式保有割合等が50%を超えることとなった場合における当該超えることとなった日（「特定関係発生日」という）からその日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度 《特例》特定外国関係会社等の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度については、特定関係発生日からその日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度
対象株式等	外国関係会社（特定外国関係会社等に該当するものを除く）の株式等で特定関係発生日に有するもの
主な要件	譲渡の日から2年以内に当該譲渡をした特定外国関係会社等の解散が見込まれること等
控除する譲渡益の額	対象株式等を発行した外国関係会社の合併、解散による残余財産の分配その他の事由に伴って特定外国関係会社等において生ずる対象株式等の譲渡による利益の額を除く

適 用 時 期

外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用



外国子会社合算課税制度の見直し③（その他の改正）

ポイント

外国子会社合算課税制度について、以下の見直しがおこなわれます。

改正内容

(1) 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合

外国子会社合算課税制度について、合算課税の対象となる外国関係会社に該当するかどうかを判定するため租税負担割合の計算をおこないますが、無税国に本店の所在する外国関係会社については、本店所在地国の税法令に基づく所得の金額がないことから、その算定ができないという問題点があったところ、次のように算定方法が明確化されます。

	現行	改正案
租税の額	本店所在地国又は本店所在地国以外の国において課される外国法人税の額	(改正なし)
所得の金額	本店所在地国の法令の規定により計算した所得の金額に一定の調整を加えた金額	決算に基づく所得の金額につき、税法令がある国に所在する外国関係会社が計算する場合と同様の調整を加えて計算した額 (その外国関係会社が受ける配当等の額があるときは、その配当等の額はその所得の金額から減算する)

$$\text{※「租税負担割合」} = \frac{\text{「租税の額」}}{\text{「所得の金額」}}$$

所得の金額がないとき又は欠損の金額となるときは、その外国関係会社に係る租税負担割合は零とする

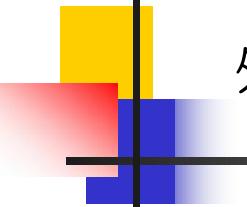
(2) 部分合算課税制度における部分適用対象金額

①関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子

部分合算課税の対象としないこととされる関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等の範囲から個人が除外されます。

②解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額

外国金融子会社等である部分対象外国関係会社が解散により外国金融子会社等に該当しない部分対象外国子会社に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から原則として同日以後3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の金融所得について、部分合算課税の対象としないこととなります。



外国子会社合算課税制度の見直し④（その他の改正）

改 正 内 容

(3) 経済活動基準

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととなります。

(4) 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度

①外国金融子会社等に該当する保険子会社の要件

英国ロイズ市場において現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定をおこなうこととされます。

英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合も同様とされます。

②外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件

- 一の内国法人による100%保有要件が見直され、対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人および当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件に変更されます。

- 外国金融機関等に対する経営管理要件および経営管理業務従事要件について、その対象に一定の中間持株会社が発行済株式等の50%超を有する外国金融機関および一定の中間持株会社が発行済株式等の50%超を有する他の外国金融持株会社が加えられます。

- 総資産の帳簿価額のうちに外国金融機関等の株式等の帳簿価額の占める割合が75%を超える旨の要件について、所定の見直しがおこなわれます。

- そのほか、以下の要件について、所定の見直しがおこなわれます。

- 一定の中間持株会社の範囲

- 一定の従属関連業務子会社の範囲

- 外国金融機関に対する出資規制がある場合の外国金融持株会社の判定

適 用 時 期

外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用

特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整

ポイント

特定目的会社の利益の配当の額から控除する外国法人税の額は、その利益配当の額に係る所得税の額にその特定目的会社の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とすることに、見直しがおこなわれます。

控除された外国法人税の額は、支払を受ける者の所得税又は法人税から控除することができるようになります。

改正内容

【現行及び改正案】

内容	現 行	改正案
所得税の額から控除する外国法人税の限度額の変更	特定目的会社が納付した外国法人税の額は、 <u>利益の配当の額に係る所得税の額を限度として、その所得税の額から控除することができる</u>	利益の配当の額に係る所得税の額に、その特定目的会社の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とする
特定目的会社が支払った外国法人税に係る外国税額控除の適用 (支払を受ける側)	適用なし	特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額から控除された外国法人税の額のうち、その支払を受ける者の利益の配当の額に対応する金額は、その年分の所得税の額から控除することができるようになる(※1)
外国法人税の額に相当する金額の通知	規定なし	特定目的会社は、その利益の配当の支払を受ける者に対して、控除できる外国法人税の額に相当する金額を通知することとなる

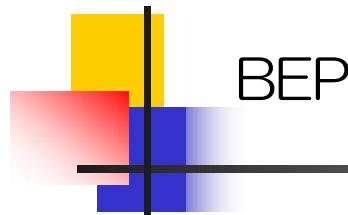
上記の改正は投資法人の配当等に係る二重課税調整、特定投資信託の利益の分配等に係る二重課税調整についても同様となります。

租税特別措置法第六十七条の十四、4、5

※1 法人税についても、同様の取り扱いとなります。

適用時期

平成32年1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用



BEPS防止措置実施条約等の実施に係る整備その他

ポイント

- ・非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期の見直しがおこなわれます。
- ・公的年金等控除の見直しに伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎なる額の見直しがおこなわれます。

改正内容

内容	現行	改正案
(1) 非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税	非居住者又は外国法人が不動産関連法人の株式又は不動産関連特定信託受益権を譲渡する場合、 <u>その譲渡日の属する事業年度開始の日の前日</u> <u>(非居住者は、譲渡した年の前年12月31日)</u> において一定の要件を充たすときは譲渡益が課税される	左記、適用対象となる株式等の判定時期は、株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時
(2) 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる年金控除額の引き下げ	非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額の計算の基礎となる額 ・65歳未満・・・・・・6万円 ・65歳以上・・・・・・10万円	同左 ・65歳未満・・・・・・5万円 ・65歳以上・・・・・・9.5万円

適用時期

- (1) 平成31年分以後の所得税及び平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税に適用
- (2) 平成32年分以後の所得税について適用

